

2019年度 入学料免除（徴収猶予）・授業料免除申請のしおり

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請を希望する者は、このしおりを熟読のうえ、必ず手続き期間内に不備・不足書類などがないように申請してください。

なお、以下に該当する場合、入学料免除・徴収猶予ならびに授業料免除の申請はできません。

【入学料免除・徴収猶予、授業料免除の申請ができない場合】

・入学料（授業料）を納付している場合

- ・会社や官公庁・学校等に在職中の社会人学生で、勤務先等から「入学料（授業料）相当額」が支給されている場合
- ・奨学団体から奨学金を受けている学生や政府派遣留学生で、「入学料（授業料）相当額」が支給されている場合

《目 次》

I. 免除制度および申請資格について	P 3
II. 申請方法	P 4
III. 提出書類・様式について	P 6
IV. 免除決定までの注意事項	P 10
V. 免除決定時期と結果通知方法	P 10
VI. 入学料免除及び徴収猶予の収入限度額について	P 11
VII. 授業料免除の収入限度額について	P 12

◎免除申請予定の皆様へ

○本年度より申請方法に一部変更がありますので、本しおりをよく読んで申請してください。

(主な変更点：昨年度は「誓約書」の提出を必須としていましたが、本年度より「誓約書」の提出を不要とします。)

◎入学料・授業料免除等のWEB申請について

○入学料・授業料免除の申請については、従来、紙媒体により申請を行っていましたが、平成30年度より全学部・学府でWEB申請システムによる申請に変更になっています。

WEB申請システムの利用については「免除申請システム操作マニュアル」で確認ください。

[個人情報の取り扱いについて]

願書などに記載された内容及び提出された書類の情報は、免除選考及び本学が実施する経済支援のために使用し、その他の目的には使用いたしません。

【免除申請の流れ】

入学料免除
入学料徴収猶予

授業料免除

申請資格の確認

P3

申請資格があるかを各自、確認してください。
※学部生の入学料免除申請や修業年限超過者の申請に係る特別な事情は事前の確認が必要です。

【新入生・編入学生のみ】

「入学料免除・入学料の徴収猶予願」
「授業料免除願」提出

P4

(必要書類の準備)

申請内容事前チェック

P4

WEBでの申請をスムーズに行うため、担当係の窓口において、願書の内容及び必要書類に関する確認を行います。

1次申請(願書登録)

P4

準備した様式・証明書類を基に家計（所得）に関することや家族状況等について申請システムにて入力します。詳細は「免除申請システム操作マニュアル」で確認ください。
入力完了後に「願書」をプリントアウトしてください。

2次申請（出願・書類提出）

P5

「願書」及び準備した「様式・証明書類等」を、所定の窓口に提出してください。
その際に不備を指摘された場合は、速やかに対応してください。

結果通知

P10

結果通知は「学生ポータルシステム」を通じて行います。
各自で確認を行ってください。

I. 免除制度および申請資格について

1. 入学料免除及び徴収猶予の制度および申請資格について

(1) 入学料免除

下記の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づいて選考のうえ、入学料を免除するものです。

◆入学料免除の申請資格者◆

【大学院入学者】

①経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

②入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

【学部入学者（編入学を含む）】

上記②に該当する場合

(2) 入学料の徴収猶予

下記の申請資格者を対象として、学生からの申請に基づいて選考のうえ、本学が定めた期日（4月入学者は9月末日、10月入学者は2月末日）までの間、入学料の納付を猶予するものです。

◆入学料の徴収猶予の申請資格者◆

①経済的理由により、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

②入学前1年以内^{注1)}において、学資負担者が死亡又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに入学料の納付が著しく困難であると認められる場合

注1) 「入学前1年以内」とは、次の期間です。

平成31(2019)年4月入学者：平成30(2018)年4月1日～平成31(2019)年3月31日

平成31(2019)年10月入学者：平成30(2018)年10月1日～平成31(2019)年9月30日

2. 授業料免除制度および申請資格について

下記の申請資格者を対象として学生からの申請に基づき選考のうえ、学期（前期又は後期）ごとに納期分の授業料を免除するものです。免除額は原則として納期分の授業料の全額、半額、4分の1の額となります。

※全額免除となる場合は、極めて困窮度が高い場合に限ります。

◆授業料免除の申請資格者◆

①経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者

②授業料の納付開始前6月（新入生は入学前1年）以内^{注1)}において学生の学資負担者が死亡又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が著しく困難であると認められる者

注1) 「納付開始前6月以内」とは、次の期間です。

平成31(2019)年前期申請者：平成30(2018)年10月1日～平成31(2019)年3月31日

平成31(2019)年後期申請者：平成31(2019)年4月1日～平成31(2019)年9月30日

※授業料免除については、申請資格者の内、日本人学部学生であって住民税非課税世帯に該当する方、または、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給者は全額免除の措置が行われる可能性があります。

※入学料免除及び授業料免除については、熊本地震、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震の被災者は申請が可能の場合があります。事前に担当係へお問い合わせください。

《標準修業年限を超えている者について》

「休学、病気、留学等の特別な理由」がなく、留年・標準修業年限を超えている者は、申請資格がありません。

特別な理由がある場合は、「留年・修業年限超過者特別事由書」（様式11-2）を別途提出し、それに基づいて所属学部・学府の審査を受ける必要があり、申請しても免除の対象とならないことがあります。

年限を超えている者で、申請を希望する場合は願書登録前に担当係へお問い合わせください。

II.申請方法

- 申請の手続は、以下の流れで行います。

①申請内容事前チェック →②1次申請（願書登録）→③2次申請（出願・書類提出）

※新入生（大学院進学者も含む）および編入学生については、入学手続時に「入学料免除願・入学科の徵収猶予願」「授業料免除願」の申請用紙を提出し、入学後に1次及び2次申請を行ってください。申請用紙を提出しない場合や1次及び2次申請を行わない場合、免除申請は無効となります。（詳細は入学手続き時に添付の書類で確認してください）

①申請内容事前チェック

WEBでの申請をスムーズに行うために担当係の窓口において、申請の内容及び必要書類に関する確認を行います。チェック用紙は窓口かホームページより入手ください。本しおりを熟読し、準備できる必要書類を準備の上、確認を受けてください。

②1次申請（願書登録）

「九州大学 入学科免除・徵収猶予申請システム、授業料免除申請システム」（以下、「申請システム」という。）で手続きします。申請にはSSO-KID[※]とパスワードが必要になります。

申請システムにて、基準日（前期は4月1日、後期は10月1日）現在の家計（所得）に関することや家族状況等について、「様式・証明書類等」を見ながら必要な情報について入力します。申請内容を「確定」すると、「願書」がプリントアウトできます。

1次申請で登録が確定すると登録したメールアドレスに提出完了の旨のメールが自動配信されますので、内容を確認の上、次の申請を行って下さい。

なお、申請システムの具体的な操作方法については九州大学ホームページに掲載の「免除申請システム操作マニュアル」で確認ください。

※SSO-KID とは学生・教員への支援やサービスの向上を目的に、九州大学で開発・運用しているシステムの名称です。

URL:<http://web.sso.kyushu-u.ac.jp/>

◆授業料免除における申請時期◆

《前期》

授業料免除申請では前期出願時は「前期のみ申請」と「（前後期）通年申請」を選択することができます。

年間を通じて出願を希望する場合は原則「通年申請」を選択してください。（その場合、後期は申請の必要がありませんが前期と後期で申請内容に変更がある場合は変更申請が必要となります。詳細はP5【注意】参照）。後期に出願しないことが明白な場合や9月卒業・修了予定の場合や10月から進学する場合（例：9月に修士を修了し、10月から博士に進学）は「前期のみ申請」を選択してください。

《後期》

後期に初めて出願する場合は、「後期のみ申請」しか選択できません。

*選考は学期ごとに行いますので、前期分の選考結果がそのまま後期に適用されるとは限りません。

③ 2次申請（出願・書類提出）

プリントアウトした「願書」及び準備した「様式・証明書類等」を提出します。

「願書」はA3サイズ横向きで提出する必要がありますので、各自で拡大コピーなどして準備してください。
提出先は以下のとおりですので原則、所属地区の担当窓口に提出して下さい。

六本松地区	法科大学院事務室 ☆法務学府の学生のみ提出可能
病院地区	医系学部等事務部学務課 医学学生係・保健学学生係・歯学学生係・薬学学生係
大橋地区	芸術工学部事務部学務課学生係
伊都地区	学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係（センター1号館2階）
	人文社会科学系事務部学生課学生係（イースト1号館1階）
	工学部等事務部教務課学生支援係（ウエスト4号館2階）
筑紫地区	筑紫地区事務部教務課学生支援係

提出は申請者本人による窓口持参を原則とします。どうしても本人による提出ができない場合は、事前に担当係へご連絡ください。連絡なしに代理の方が提出された場合は受け取れません。

※2次申請が完了した時点で、免除申請者となり、選考結果が通知されるまで入学料・授業料の納付が猶予されます。（1次申請のみでは免除申請が完了したことにはなりません）ただし、2次申請が完了しても不足書類の提出に関し、各担当係からの連絡に応答がない場合や指定した締切日までに連絡や提出のない場合は、免除申請取り消しになりますので、願書に記載の電話番号・メールは常に確認し、連絡を取れるようにしておいてください。

【注意】「前後期通年」申請者で後期分の申請内容に変更が生じる場合について

(1) 前期申請時(4月1日現在)と後期申請時(10月1日現在)で申請内容（家族状況・就学状況・家計状況等）に変更が生じる場合とは、次のとおりです。

該当する場合、必ず後期申請期間に変更申請を行ってください。

- ① 通学区分、家族数、就学者に変更が生じた場合
- ② 家族の収入状況、本人の収入状況に大幅な変更が生じた場合
- ③ 特別控除関係に大幅な変更が生じた場合（障がい者、要介護、長期療養等）

(2) 上記（1）のほか、私費外国人留学生で、前期申請時(4月1日現在)と後期申請時(10月1日現在)で家族数や住居に変更、支出・収入状況に大幅な変更が生じた場合。

(3) 変更申請の方法

後期の「1次申請（願書登録）」期間中に申請システムにログインし、変更理由欄に変更点を入力し、該当部分を修正の上、再度「2次申請（願書提出）」をしてください。

この場合、2次申請期間には「願書」ならびに「修正した内容に関連する証明書類」のみを提出してください。修正に関する書類が特に無い場合（例：自宅通学→自宅外通学）でも修正内容を確認する必要があるため、「願書」をプリントアウトして必ず2次申請（願書提出）を行ってください。

III.提出書類・様式について※様式は、九州大学ホームページからプリントアウトして使用してください。

1 提出書類一覧表 (*印は、申請者全員提出)

申請区分			提出書類	留意事項
日本人学生	独立生計者	私費留学生		
●	●	●	*願書 (A3 サイズ横向き)	家族・家計状況等を入力後、画面の指示にしたがい、申請システムからプリントアウトしてください。
		<p>市区町村発行の「所得課税証明書」(課税額および扶養親族数の分かるもの【原本】 (マイナンバーの記載のないもの)</p> <p>・上記に該当しない分を提出された場合は再提出が必要になります。</p> <p>※留学生でも必要になる場合があります。 →P9 参照の事。</p>		<p>«日本人学生» <u>家計支持者(父母、配偶者、またはそれらに代わって家計を支持する者)分</u> について必要になります。 ※父母については就労の有無にかかわらず、両方必要になります。</p> <p>«独立生計者» <u>本人(及び配偶者)分</u>が必要になります</p> <p>※前期申請者(通年申請含む)は<u>平成 30 年度(内容は 29 年分)</u>、 後期のみ申請者は<u>平成 31 年度(内容は 30 年分)</u>の証明が必要になります。</p> <p>注)平成 30 年分源泉徴収票(写)、確定申告書(写)を提出する場合も所得証明書は必ず必要です。</p>
-	●	●	(様式 1) 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書	・独立生計申請者および私費留学生は必ず提出してください。 ※平成 30 年分の収入証明となるもの(源泉徴収票(写)または給与明細等)を添付してください。
該当者のみ		各種証明関係書類 大学所定様式類(様式 2~6 の該当分)		<ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者 ⇒ 平成 29 年分源泉徴収票(写) ・事業所得者(自営業・農業等) ⇒ 平成 29 年分確定申告書(写) ・その他該当する項目は、「各種証明関係書類一覧表(P7~9)」を参照のうえ、提出してください。

○生計を一にする親族の考え方

・同一生計の親族として取り扱う者の例

- ①申請者本人(年間 104 万円以上の収入がある場合は収入関係書類の提出が必要)
- ②家計支持者(父母、配偶者、またはそれらに代わって家計を支持する者)
- ③同居・別居を問わず、家計支持者または申請者の所得税法上の扶養下にある者

・同一生計の親族として取り扱わない者の例

- ①家計支持者から独立して生計を営む祖父母・兄弟姉妹等
- ②事実上の離婚状態にある別居している父又は母で、かつ、公的機関等の証明等により別生計であると確認できる者
(例:離婚調停中であることを示す書類、担当弁護士の申立書、民生委員の申立書)
- ③ルームシェア等で同居している親族以外の者

○独立生計申請の要件

・独立生計の申請に際しては、原則として以下の要件をすべて満たすことが条件となります。

- ①所得税法上、父母等の扶養家族でないこと
- ②本人(及び配偶者)の父母等と別居していること
- ③本人(又は配偶者)に生計を支えるのに必要な収入及び所得があること

各種証明関係書類一覧表（該当項目については、全て提出が必要です。）

区分		必要書類	発行場所	
日本学術振興会特別研究員採用者		・採用決定通知書(写) ・研究遂行費申請状況の分かるもの(写) →研究遂行経費に係る調書、研究遂行経費の変更届 ・平成30年分源泉徴収票(写)	日本学術 振興会	
リーディングプログラム奨励金受給者 ※フューチャーアジアプログラムは除く		・支払証明書(写)（採用2年目以降のみ発行）	所属部局	
所 得 ・ 收 入 関 係 書 類	給与所得者 (専従者・パート・ アルバイト含む) ※複数ある場合は、該 当のものを全て提出す ること ※独立生計を申請しな い場合でも、申請者本 人に104万円以上の 収入がある場合 は必ず提出する事。	平成30年分源泉徴収票(写)※複数勤務の場合は、全て提出 ・平成30年1月2日以降に就職・ 転職・雇用形態が変わった者 ・就職予定者(前期は4月1日、 後期は10月1日) ・給与所得者だが、源泉徴収票が 発行されない者	・(様式2) 年収(見込)証明書 ※最近3ヶ月分の給与明細書(写)・賞与の明細(写)を添付 就職予定で上記書類を提出できない場合は、 ・雇用契約書・労働条件通知書等の年収のわかるもの(写) 勤務先からの年収見込み証明書	勤務先
	給与以外の所得が ある者 ・事業 ・不動産 ・利子・配当 ・個人年金 ・雑所得 ・株式譲渡など	平成30年分の確定申告書<第一表・第二表・(あれば)第三表(写)> ※税務署で受け付けたことのわかるもの(郵送の場合は、控えと返信用封筒を付けて送付して受付 印をもらうこと) もしくは、平成31年度市(町)県民税申告書(市区町村に提出した申告書)のコピー等の 平成30年分の収入金額・必要経費・所得金額が分かる書類	所得者本人	
		・平成30年1月2日以降に 新規事業を始めた者 ・事業開始予定者(前期は4月1日、 後期は10月1日で)	・所得(見込)証明書(様式自由) ※起業から1年間分の所得の見込みを記入する事	事業主本人
	無職者 ・所得証明書に有職時の年収記載があるが、現在は無職の場合 ・主たる家計支持者が無職もしくは無収入の場合		・(様式4) 無職の申立書	無職者本人
	退職・失職者		・雇用保険受給資格者証(第1面)(写) 又は、退職を証明する書類	ハローワーク 退職した会社等
	公的年金(遺族・障害・企業など)、恩給受給者 (平成30年4月(前期)、10月(後期)からの受給予定含む)		・(様式3)年金受給状況報告書 ※最新の年金改定通知書、年金証書、年金支払通知書 など1年分が分かるもの(写)を添付	日本年金機構・ 共済組合
	傷病手当金・育児休業手当受給者		・支給決定通知書(写)など支給額が分かるもの	加入する 保険組合等
	児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者 ※児童手当に関して入力・書類提出は必要ありません		・(特別)児童扶養手当証書(写)など支給額が分かるもの	市区町村等
	生活保護受給世帯		・生活保護受給証明書(写)など申請時点で生活保護を 受給している事とその最近1年の扶助額が分かるもの	市区町村等
	転作奨励金等の交付のある世帯		・転作奨励金交付証明書	市区町村等
	親戚等の援助(養育費含む)のある世帯		・受給についての申立書(様式自由)(署名・捺印要)	受給者本人

	区分	必要書類	発行場所	
特別控除関係	就学者 (本人、小・中学生を除く)がいる世帯 ※予備校生は就学者に該当しません。	・高等学校 ・高等専門学校 ・短大・大学・大学院	・(様式5-1) 兄弟姉妹等在学証明書 ※有効期限内の学生証を添付	就学者の 在学学校
		専修学校 (専門課程・高等課程のみ)	・(様式5-2) 兄弟姉妹等在学証明書(専修学校生用) ※在学する学校で証明をうけること	
	障がい者・ 原爆被爆者で各種手当受給者 要介護者(要介護1以上)		・身体障害者手帳(写)、療育手帳(写)、 精神障害者保健福祉手帳(写) ※申請中の場合は医師の診断書 ・各種手当証書(写) ・介護保険被保険者証(写)	所轄官庁、 病院等
	長期療養者 6ヶ月以上の長期療養者がいる世帯 ※療養者一人につき一年間(前期は前年4月～今年3月、後期は前年10月～今年9月)の療養費(保険自己負担額から保険・高額療養費などで補てんされる額を引いたもの)が <u>10万に満たない</u> ものは申請できません。 (詳しくは、様式6の2枚目を参照)		・(様式6) 長期療養者に係る療養費証明書 ※診療機関の押印が必要 ☆押印が受けられない場合は、 <u>本人が様式6を記入</u> の上、下記の書類を添付する事。 ・医師の診断書 (1年内に発行され、療養期間が6ヶ月以上であるとわかるもの) ・療養費の支払額が分かる領収書等(写) (前期は前年4月～今年3月、後期は前年10月～今年9月分) <u>→月ごとに並べて、A4用紙に時系列に貼ること</u> ・保険金の支払いを受けている場合はその証明書	
	納付開始6ヶ月(新入生は1年)以内に地震・火災・風水害等にあった世帯 ※将来長期(2年以上)にわたり、支出増、収入減により、著しく困窮状態におかれると認められる場合に限る。 <u>★熊本地震、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震被災学生については、罹災証明書と被害額が分かる書類※を提出してください。</u> (*以前に書類を提出した学生を除く)	・被(罹)災証明書(写) 以下の書類があれば、添付する事。 ・被災額証明書など被害金額が分かるもの ・所得税の雑損控除を受ける場合は、その額が分かるもの ・損害保険金等の支払金額の分かるもの	消防署、 市区町村、 保険会社等	

	区 分	必 要 書 類	発 行 場 所
その他	<p>独立生計者 (詳しくは様式1の2枚目を参照)</p> <p>★はP6~9の書類一覧表に記載がありますので、改めて提出する必要はありません。</p>	<p>・(様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書 ※以下の事を証明する書類の添付が必要</p> <p>①【父母等の扶養家族でない事の証明】 ★本人(及び配偶者)の源泉徴収票(写)、確定申告の控(写)、年収(見込)証明書など父母等の扶養家族から外れる収入があることが証明できる書類 ※提出できない場合は、父母等の所得証明書(原本)(扶養親族について記載のあるもの)、平成30年分確定申告書第一表・第二表(写)、平成30年分源泉徴収票(写)または、平成31年分給与所得者の扶養控除等異動申告書(写)でも可</p> <p>②【父母等と別居している事の証明】 ・申請者の現住所の住民票(原本)または現住所の賃貸契約書(写) で、契約者名・契約期間・家賃(月額)・入居者がわかるもの ※契約者名などが分からぬ場合は父母の源泉徴収票など父母の住所が分かるものが別途必要</p> <p>③【本人(及び配偶者)の所得の証明】 ★本人(及び配偶者)の所得証明書(原本)および、源泉徴収票(写)及び確定申告の控(写)、年収(見込)証明書</p>	市区町村 勤務先等
	<p>私費留学生</p> <p>※本人及び同居家族が日本で就職し、104万円以上の収入があり(学振・リーディングプログラム採用(予定)者含む)、所得証明書の発行が受けられる場合は、日本人学生と同様の書類が必要となりますので、P6~9の書類一覧表を参照の上、ご準備ください。</p>	<p>・(様式1) 独立生計者・私費留学生家計状況申立書 ※収入=支出となるように記載すること ☆以下に該当する者は証明する書類の添付が必要</p> <p>①【日本において、民間アパート・市営住宅等に住んでいる者】 (九州大学学生寮・国際交流会館の場合は不要) ・賃貸契約書(写)で契約者名・契約期間・家賃(月額)・入居者がわかるもの ※ルームシェアで家賃を分担している場合は ・ルームシェアの申立書(様式自由)</p> <p>②【日本に就学者がいる者】※本人・小中学生は除く ・(様式5-1) 兄弟姉妹等在学証明書 ・(様式5-2) 兄弟姉妹等在学証明書(専修学校生用)</p>	・賃貸契約書 →不動産業者 ・ルームシェア →本人・同居人 ・在学証明 →就学者の 在学学校
	社会人学生	・入学科・授業料相当額を支給していないことの証明(様式自由)	勤務先
	<p>標準修業年限を超えている者 (特別な事由があり、原則超過1年以内の者のみ) ※願書登録前に担当係へ問い合わせること</p>	・(様式11-2) 留年・修業年限超過者特別事由書	窓口もしくはHPより ダウンロード

※上記以外にも必要に応じて参考となる書類の提出を求めることができます。

IV. 免除決定までの注意事項

- 入学料・授業料免除等申請者は、選考結果が通知されるまで入学料・授業料の納付が猶予されます。
- 選考結果が通知される前に入学料・授業料を納付した場合は、申請資格がなくなります。いかなる理由があろうとも、入学料・授業料の返還はできませんので、結果が通知されるまでは入学料・授業料を納付しないでください。
- 入学料免除及び徴収猶予願を期日までに提出できない場合や、入学を辞退する場合は、直ちに入学料を納付してください。
- 追加書類提出等で締切を設定している場合は、締切を厳守ください。締切を守らない場合は申請を取消します。

V. 免除決定時期と結果通知方法

《免除決定時期》

入学料→4月入学者：6月中旬～下旬 10月入学者：11月中旬～下旬
授業料→前期 結果：7月中旬～下旬 後期 結果：12月中旬～下旬

《結果通知方法》

学生ポータルシステムの個人宛伝言にて通知します。(郵送では行いません。)

(URL)

パソコン：<https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/top.do>
携帯：<https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/sptop.do>

* 学生ポータルシステムのユーザーID・パスワードは、SSO-KIDと共通です。

ユーザーID・パスワードがわからない、パスワードを変更したい場合等は九州大学SSOポータルにて変更・お問い合わせください。

(URL) <http://web.sso.kyushu-u.ac.jp/>

学生ポータルのメール配信の設定方法について

個人宛伝言は本人の希望によりメール配信も可能です。

メール配信を希望する場合は、学生ポータルにおいて各自設定しておいてください。

授業料免除の申請に関する情報も学生ポータルの個人宛伝言に掲載しております。

掲示等を見落とす可能性がある場合、メール配信を設定することをおすすめします。

以下のURL内の「結果通知方法」のところに学生ポータルのマニュアル(免除関係)がありますので、設定方法の詳細は、そちらで確認してください。

URL:<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02/>

◆入学料の納付について◆

○全額免除→納入なし

○半額免除→決定通知日から20日以内に納入

○半額免除・徴収猶予許可 4月入学者は9月末日までに納付
または徴収猶予のみ許可 10月入学者は2月末日までに納付

注) 末日が銀行休業日に当たるときはご注意ください。

○免除不許可または徴収猶予不許可→決定通知日から20日以内に納付

*学生ポータルでの通知結果に記載の、大学指定の口座に振込により納付してください。

*納付期限後は、年5%の延滞金を徴収させていただきます。

◆授業料の納付について◆

○全額免除→納付なし

○半額免除、4分の1免除または不許可→前期は7月27日、後期は12月27日に口座振替を行います。

口座には1営業日前までに結果通知に記載された金額の入金を済ませておいてください。

注) 振替日が銀行休業日に当たるときはご注意ください。

VI. 入学料免除及び徴収猶予の収入限度額について

入学料免除等申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超えている者(不適格者)が多く見受けられます。申請にあたっては、世帯構成や所得の種類、特別事情(母子世帯・障がい者等)により限度額が異なりますが、概ね下記の表を目安としてください。

なお、収入・所得限度額は、九州大学が定める収入基準表により算出していますが、近年申請者が非常に増加しており、免除予算に限りがあるため、収入・所得限度額以内の者(適格者)でも免除とならない場合があります。

※例年、申請者に対して免除者はかなり少數となっているため、原則全額免除は行っておりません。

※学部生の入学料免除については、出願資格がI-1-(1)-②の場合のみ申請できます。(P3参照)

収入・所得限度額目安表(入学料免除)

			全額免除		半額免除	
課程	家族構成 (注3)	通学状況	給与収入額 ^(注1) (千円)	所得額 ^(注2) (千円)	給与収入額 ^(注1) (千円)	所得額 ^(注2) (千円)
学部	2人世帯	自宅	3,985	2,170	5,785	3,430
		自宅外	4,614	2,610	6,414	3,870
	3人世帯	自宅	3,600	1,900	5,657	3,340
		自宅外	4,228	2,340	6,285	3,780
	4人世帯	自宅	4,185	2,310	6,457	3,900
		自宅外	4,814	2,750	6,920	4,340
	5人世帯	自宅	4,614	2,610	6,900	4,320
		自宅外	5,242	3,050	7,340	4,760
修士・専門職	1人世帯	自宅	2,657	1,240	3,885	2,100
		自宅外	4,157	2,290	6,128	3,670
	2人世帯	自宅	4,785	2,730	6,690	4,110
		自宅外	3,814	2,050	6,057	3,620
	3人世帯	自宅	4,442	2,490	6,640	4,060
		自宅外	4,428	2,480	6,780	4,200
	4人世帯	自宅	5,057	2,920	7,220	4,640
		自宅外	4,885	2,800	7,230	4,650
	5人世帯	自宅	5,514	3,240	7,670	5,090
		自宅外	3,171	1,600	4,914	2,820
博士	2人世帯	自宅	4,314	2,400	6,900	4,320
		自宅外	4,942	2,840	7,340	4,760
	3人世帯	自宅	4,785	2,730	7,530	4,950
		自宅外	5,414	3,170	7,970	5,390
	4人世帯	自宅	5,485	3,220	8,210	5,630
		自宅外	6,114	3,660	8,650	6,070
	5人世帯	自宅	6,028	3,600	8,780	6,200
		自宅外	6,620	4,040	9,220	6,640

注1 給与収入額とは源泉徴収票の支払金額欄、所得証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

注2 所得額とは確定申告等でいう売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額(所得金額欄)を指します。

注3 例 1人世帯…本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯…学士・修士課程：父又は母(主たる家計支持者)・本人

博士課程：配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

5人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)・就学者(中学・自宅)

VII. 授業料免除の収入限度額について

授業料免除等申請者の中には、世帯収入が本学の定める家計基準額を超えていいる者(不適格者)が多く見受けられます。申請にあたっては、世帯構成や所得の種類、特別事情(母子世帯・障がい者等)により限度額が異なりますが、概ね下記の表を目安としてください。

なお、収入・所得限度額は、九州大学が定める収入基準表により算出していますが、近年申請者が非常に増加しており、免除予算に限りがあるため、収入・所得限度額以内の者(適格者)でも免除にならない場合があります。

収入・所得限度額目安表（授業料免除）

			全額免除		半額免除		1/4免除	
課程	家族構成 (注3)	通学状況	給与収入額 (注1)(千円)	所得額 (注2)(千円)	給与収入額 (注1)(千円)	所得額 (注2)(千円)	給与収入額 (注1)(千円)	所得額 (注2)(千円)
学部	2人世帯	自宅	1,040以下	0	2,500	1,130	5,785	3,430
		自宅外	1,040以下	0	3,128	1,570	6,414	3,870
	3人世帯	自宅	1,040以下	0	2,371	1,040	5,657	3,340
		自宅外	1,040以下	0	3,000	1,480	6,285	3,780
	4人世帯	自宅	1,040以下	0	3,171	1,600	6,457	3,900
		自宅外	1,462	340	3,800	2,040	6,920	4,340
	5人世帯	自宅	1,438	320	3,771	2,020	6,900	4,320
		自宅外	1,988	760	4,400	2,460	7,340	4,760
修士・専職	1人世帯	自宅	1,040以下	0	1,040以下	0	3,885	2,100
	2人世帯	自宅	1,040以下	0	2,842	1,370	6,128	3,670
		自宅外	1,175	110	3,471	1,810	6,690	4,110
	3人世帯	自宅	1,040以下	0	2,771	1,320	6,057	3,620
		自宅外	1,126	60	3,400	1,760	6,640	4,060
	4人世帯	自宅	1,288	200	3,600	1,900	6,780	4,200
		自宅外	1,838	640	4,229	2,340	7,220	4,640
	5人世帯	自宅	1,850	650	4,243	2,350	7,230	4,650
		自宅外	2,400	1,090	4,871	2,790	7,670	5,090
博士	1人世帯	自宅	1,040以下	0	1,687	520	4,914	2,820
	2人世帯	自宅	1,438	320	3,771	2,020	6,900	4,320
		自宅外	1,988	760	4,400	2,460	7,340	4,760
	3人世帯	自宅	2,243	950	4,671	2,650	7,530	4,950
		自宅外	2,871	1,390	5,300	3,090	7,970	5,390
	4人世帯	自宅	3,214	1,630	5,643	3,330	8,210	5,630
		自宅外	3,843	2,070	6,271	3,770	8,650	6,070
	5人世帯	自宅	4,029	2,200	6,457	3,900	8,780	6,200
		自宅外	4,657	2,640	7,086	4,340	9,220	6,640

注1 給与収入額とは源泉徴収票の支払金額欄、所得証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

注2 所得額とは確定申告等でいう売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額(所得金額欄)を指します。

注3 例 1人世帯…本人(独立生計者)・自宅通学)

2人世帯…学部・修士課程 父又は母(主たる家計支持者)・本人

博士課程 配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

5人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)・就学者(中学・自宅)

※日本人学部学生であって住民税非課税世帯に該当する方は、全額免除の措置が行われる可能性があります。

◆ ◆ ◆ 問い合わせについて ◆ ◆ ◆

不明な点がある場合は、下記の窓口にてお問い合わせください。

書類の提出は原則、担当係へ提出して下さい。他の窓口でも提出可能ですが、不足書類の連絡等は担当係から行います。

担当学部・学府名	担当係	電話番号	住所
《伊都地区》			
学部1年・農学部・理学部・共創学部・21世紀プログラム 理学府・数理学府・システム生命科学府・生物資源環境科学府	学務部キャリア・ 奨学支援課 学生納付金免除係	092-802- 5948	〒819-0395 福岡市西区元岡744 センター1号館2階
工学部(建築学科以外)2年生以上 工学府・システム情報科学府・統合新領域学府	工学部等事務部 教務課 学生支援係	092-802- 2736	〒819-0395 福岡市西区元岡744 ウエスト4号館2階
文学部・教育学部・法学部・経済学部、 工学部建築学科の2年生以上 人文科学府・人間環境学府・法学府・経済学府	人文社会科学系事 務部学生課学生係	092-802- 6382	〒819-0395 福岡市西区元岡744 イースト1号館1階
《六本松地区》			
法務学府	法科大学院事務室	092-712- 0385	〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-1
《病院地区》			
医学部医学科・生命科学科の2年生以上 医学系学府(保健学専攻以外)	医系学部等事務部 学務課 医学学生係	092-642- 6021	〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1
医学部保健学科の2年生以上 医学系学府(保健学専攻)	医系学部等事務部 学務課 保健学学生係	092-642- 6680	
歯学部の2年生以上 歯学府	医系学部等事務部 学務課 歯学学生係	092-642- 6262	
薬学部の2年生以上 薬学府	医系学部等事務部 学務課 薬学学生係	092-642- 6541	
《大橋地区》			
芸術工学部の2年生以上 芸術工学府	芸術工学部事務部 学務課 学生係	092-553- 9489	〒815-8540 福岡市南区塩原4-9-1
《筑紫地区》			
総合理工学府	筑紫地区事務部 教務課 学生支援係	092-583- 7513	〒815-8540 春日市春日公園6-1